

6. 違法改造車の扱い

保安基準に適合しない改造を施した車両については、標準車に復元する減点を行う。

7. 特殊形状車両減価

標準型車に比べ、特別仕様又は特殊用途のため通常の取引量が極めて少なく、市場において一般的に標準車とは同一に扱えない車両については、減点することができる。

減点方法は基本価格を有する標準型車に復元する減点とする。

細則 特殊形状車両減価を行った車両でも、荷台部の凹みなどは通常通りの減点とする。

8. 特殊損傷（積載物）車両減価

特殊積載物または特定地域で使用された車両のうち他と比較して損傷の度合いが大きく、他に転用する場合支障があると認められるものは以下の通り減点することができる。

1) 乗用車系

悪臭または異物の付着、あるいは全体的な腐食のある車両は下表の通り減点する。

クラス	特・Ⅰ			Ⅱ・Ⅲ			Ⅳ			軽		
	年もの	当・1	2・3	4～	当・1	2・3	4～	当・1	2・3	4～	当・1	2・3
減点	120	100	90	100	90	80	85	70	60	70	50	40

ただし、悪臭、腐食、損傷がはなはだしいものは上表の2倍まで減点することができる。

2) トラック系

次のA、Bの2区分により減点する。

A…異物悪臭、腐食関係（極度に悪いものは下表の1.5倍まで減点する）

B…水漏れによる腐食、著しく損傷を受けた車両

クラス	Ⅰ・Ⅱ		Ⅲ		Ⅳ		軽		
	年もの	当～3	4～	当～3	4～	当～3	4～	当～3	4～
減点	A	140	120	120	100	100	85	70	50
	B	85	70	70	50	50	35	35	25

細則 特殊損傷（積載物）車両減価を行った車両でも、内外装の減点は通常通り適用する。

9. ボディカラー加減点

市場におけるボディカラーの格差を評価に反映させるため、乗用車系についてはボディカラー加減点を行うことができる。（加減点点数等細部については、価格ガイドブックを参照）

10. 商品価値加減点

1) 特別仕様車、限定販売車の評価

特別仕様車、限定販売車はベース車と比べて、商品価値差をつけることができる。

細則 基本価格との関連を考慮して行う

2) レンタカーの評価

レンタカーは通常の自家用車と比べて商品価値差をつけることができる。

細則 基本価格の0～20%の減額とする。

3) 減点（基本価格×減点率）

商品性に影響のある特別な理由、欠点等があり、適正な価格を算定するための正当な理由がある場合は、次の減点率を目安に特別な減点をすることができる。

特別な例	減点率	特別な例	減点率
長期放置車	10%以内	冠水車（フロアまで）	50%以内
ネームプレートの無いもの	20 %	〃（クッション上部以上）	70 %
消火器の粉末が散布状態のもの	30 %	火災車（エンジンルーム）	50 %
職権打刻車	30 %	〃（半焼）	70 %
		自殺車	70 %

11. 車検残加点

1) 乗用車系（軽自動車の4ナンバー、特種車の8ナンバーを含む）

クラス\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
特	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	20
I	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	19
II・III	0	0	0	2	4	5	7	8	10	12	13	16
IV	0	0	0	2	4	5	7	8	10	12	13	15
軽	0	0	0	1	1	2	2	3	4	5	6	7

クラス\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特	23	26	29	33	37	41	45	50	55	60	65	70
I	22	25	28	31	34	38	42	46	51	56	61	66
II・III	19	22	25	28	31	34	37	40	43	46	49	51
IV	17	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44
軽	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30

クラス\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
特	73	76	79	82	85	88	91	94	97	100	103	106
I	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90
II・III	53	55	57	59	61	63	65	67	69	71	73	75
IV	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
軽	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42

2)トラック系

残月数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
トラック	商用車												
I・II	I	0	0	0	3	5	8	11	16	21	26	31	36
III	II・III	0	0	0	2	4	6	9	13	17	21	25	29
IV	IV	0	0	0	2	3	5	7	10	14	18	22	26

残月数		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
トラック	商用車												
I・II	I	39	41	44	46	49	52	54	57	59	62	65	67
III	II・III	31	33	35	38	40	42	44	46	48	50	52	54
IV	IV	27	28	29	30	32	33	34	35	36	37	38	39

3) 輸入車・乗用車系（特種車の8ナンバーを含む）

クラス\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
特・I	0	0	0	3	5	7	9	11	13	16	19	23
II・III	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	21
IV・V・VI	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	19

クラス\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特・I	28	33	39	45	51	57	63	69	75	81	87	93
II・III	25	29	34	39	41	46	51	56	61	66	72	78
IV・V・VI	22	25	28	31	34	38	42	46	51	56	61	67

クラス\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
特・I	97	101	105	109	113	117	121	125	129	134	137	140
II・III	82	86	90	94	97	100	103	106	109	112	115	118
IV・V・VI	70	73	76	79	81	83	85	87	89	91	93	95

12. 自賠責残加算

自賠責残月数から2ヵ月を差し引いた月数の保険解約料（損害保険料率算出機構が定める解約保険返戻料）を四捨五入し、自賠責残加算点数とする。下表は残月数の欄をそのまま適用できるように設定している。

自賠責残加算表（その1）～（その7） 保険期間満了のため削除

自賠責残加算表（その8）

保険期間の開始が平成29年4月1日～令和2年3月31日までのものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	2	3	3	4	5	6	7	8	8
軽（乗用）	0	0	1	2	2	3	4	5	6	7	7	8

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	9	10	11	12	13	14	14	15	16	17	18	19
軽（乗用）	9	10	11	11	12	13	14	15	16	16	17	18

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	20	20	21	22	23	24	25	26	27	27	28	29
軽（乗用）	19	20	21	21	22	23	24	25	26	26	27	28

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	2	3	3	4	5	6	7	8	9
軽	0	0	1	2	2	3	4	5	6	7	7	8

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	9	10	11	12	13	14	15	16	16	17	18	19
軽	9	10	11	12	12	13	14	15	16	17	18	18

3) トラック（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ク ク	4ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	2	3	5	6	8	9	11	12	14	16
	2t 超え	0	0	2	4	6	8	10	12	14	16	17	19	

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ク ク	4ナンバー	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	17	19	20	22	23	25	27	28	30	31	33	34
	2t 超え	21	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43	

4) トラック（1年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ク ク	4ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	2	3	5	6	8	9	11	13	14	16
	2t 超え	0	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	

5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	11	12	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23

自賠責残加算表（その9）

保険期間の開始が令和2年4月1日～令和3年3月31日までのものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
軽（乗用）	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	6

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15
軽（乗用）	7	8	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	15	16	17	17	18	19	20	20	21	22	22	23
軽（乗用）	15	16	16	17	18	18	19	20	20	21	22	22

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
軽	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14	15
軽	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15

3) トラック（2年車検用）

トラック	車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	4ナンバー	0	0	1	2	2	3	4	5	6	6	7	8	
	1ナンバー	2t以下	0	0	1	2	4	5	6	7	9	10	11	12
		2t超え	0	0	1	3	4	6	7	9	10	11	13	14

トラック	車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
	4ナンバー	9	10	11	11	12	13	14	15	16	16	17	18	
	1ナンバー	2t以下	14	15	16	18	19	20	21	23	24	25	26	28
		2t超え	16	17	19	20	21	23	24	26	27	29	30	32

4) トラック（1年車検用）

トラック	車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	4ナンバー	0	0	1	2	2	3	4	5	6	7	7	8	
	1ナンバー	2t以下	0	0	1	3	4	5	6	8	9	10	11	13
		2t超え	0	0	1	3	4	6	7	9	10	12	13	15

5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	2	2	3	4	5	5	6	7	8

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	9	9	10	11	12	13	13	14	15	16	17	17

自賠責残加算表（その10）

保険期間の開始が令和3年4月1日以降のものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13
軽（乗用）	6	7	8	8	9	9	10	11	11	12	12	13

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	14	14	15	16	16	17	18	18	19	19	20	21
軽（乗用）	14	14	15	15	16	17	17	18	18	19	20	20

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
軽	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	9	9	10	10	11	12	12	13	14
軽	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13

3) トラック（2年車検用）

トラック	車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	4ナンバー	0	0	1	1	2	3	4	4	5	6	7	7	
	1ナンバー	2t以下	0	0	1	2	3	5	6	7	8	9	10	11
		2t超え	0	0	1	3	4	5	6	8	9	10	12	13

トラック	車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
	4ナンバー	8	9	10	10	11	12	13	13	14	15	16	16	
	1ナンバー	2t以下	12	14	15	16	17	18	19	21	22	23	24	25
		2t超え	14	16	17	18	20	21	22	24	25	26	28	29

4) トラック（1年車検用）

トラック	車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	4ナンバー	0	0	1	2	2	3	4	5	5	6	7	8	
	1ナンバー	2t以下	0	0	1	2	3	5	6	7	8	9	10	12
		2t超え	0	0	1	3	4	5	7	8	9	11	12	13

5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	1	2	3	4	4	5	6	6	7

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	8	9	9	10	11	11	12	13	14	14	15	16

中古自動車査定基準（I）運用内規

中古自動車の査定に際しては、中古自動車査定基準及び細則の定めるところによるほか、この運用内規によるものとする。

1. 査定の対象となる中古車の定義

中古自動車査定基準及び細則でいう中古車とは、自動車のうちキャタピラを有せず、2輪車以外のもので、次に掲げる事項に該当するものをいう。

- (1) 登録がなされたもの（軽自動車は検査を受けたもの）
- (2) 売買が成立し、商品である自動車が買主に引渡されたもの
- (3) 商品自動車として搬送、陳列等の間に事故にあり、傷ものとなったもの
- (4) 売買が成立し、買主の依頼により特別な架装等に着手したものの、又は、その他新品となし得ない事由のあるもの

2. 各販売店における標準諸掛の設定方法

基準第20条第3項及び細則第17条で定める各販売店ごとの標準諸掛は、次の方法により設定する。

- (1) 自社の小売の粗利益実績値を調査して得た値
- (2) 自社の経営状況と市場の実勢を勘案して算定した、自社にとってあるべき値
- (3) 自社における、査定時点から再販可能な時点までの日数に見合う月落ち減価以上、(1)、(2)、(3)を調整して各社ごとに算定する。

3. 福祉車両の基本価格設定方法

福祉車両のうち、助手席回転シート、助手席スライドアップシート、セカンドアップシート、車いす仕様車については、次のとおり基本価格を設定することができる。

$(\text{査定時のメーカー架装済み新車価格}) \times (\text{ベース車残価率})$

4. 福祉車両の加減点基準

架装部分に不具合があれば、アッセンブリー交換、モーター交換等の実費減点とする。